

スマートワーケーション利用環境整備事業実施要綱

制定 令和2（2020）年12月21日
一部改正 令和3（2021）年6月7日

第1 事業の目的

公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）が行うスマートワーケーション利用環境整備事業（以下「本事業」という。）は、県内の観光施設等におけるワーキングスペースの整備を支援し、ワーケーションを目的とした利用環境整備の促進を目的とする。

第2 事業の内容

- (1) 事業の名称
スマートワーケーション利用環境整備事業
- (2) 事業の内容
協会は、市町（地区）観光協会、宿泊施設、観光施設、飲食店、その他公益社団法人栃木県観光物産協会長が適当と認める者（以下「観光関係団体等」という。）が、次の（3）の事業を行う場合、当該観光関係団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- (3) 補助対象事業
補助の対象となる事業は、栃木県内に所在する施設（店舗）におけるインターネット環境（Wi-Fi 設備等）の整備や仕事専用スペースの確保などワーケーションの利用促進に向けたワーキングスペースの整備に係る事業とする。ただし、当該整備について本事業以外に国、県又は市町から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外とする。
- (4) 補助限度額
補助率は、補助対象経費（消費税・地方消費税相当分を除く）の3分の2とし、補助上限は、20万円とする。

第3 補助金交付の条件等

補助金交付の条件、その他補助金の交付に関することについては、別に定める「スマートワーケーション利用環境整備事業費補助金交付要領」によるものとする。

第4 事業実施に必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2（2020）年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3（2021）年6月7日から施行する。